明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○サイバーセキュリティ基本法の一部の施行期日を定める政令（三九九）　三
○サイバーセキュリティ戦略本部令（四〇〇）　三
○内閣官房組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令（四〇一）　四
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（四〇二）　四
○平成二十六年十一月二十二日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（四〇三）　五
○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（四〇四）　五
○農地法施行令及び農産物検査法施行令の一部を改正する政令（四〇五）　九
○日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四〇六）　二
○日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四〇七）　二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（四〇八）　三
〔省　令〕
○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する省令（**厚生労働**一四〇）　三
○中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令（**環境**三二）　三
〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一七―〇―一一三）　四
〔告　示〕
○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**内閣府**三〇六、三〇七）　四
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**五六）　四
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**四三七）　五
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件（**文部科学**一七九）　五
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（**同**一八〇～一九五）　三
○文化財を登録有形文化財に登録する件（**同**一九六）　三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（**厚生労働**四七八）　四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（**同**四七九）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**一九四七～二〇二九）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**二〇三〇～二〇三二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二〇三三、二〇三四）　四
○保安施設地区の指定をする件（**同**二〇三五、二〇三六）　五

本号で公布された法令のあらまし

◇サイバーセキュリティ基本法の一部の施行期日を定める政令（政令第三九九号）（内閣官房）

サイバーセキュリティ基本法（平成二六年法律第一〇四号）附則第一項ただし書に規定する施行期日は、平成二七年一月九日とすることとした。

◇サイバーセキュリティ戦略本部令（政令第四〇〇号）（内閣官房）

1　サイバーセキュリティ戦略本部員（以下「本部員」という。）のうち、サイバーセキュリティ基本法第二九条第二項第七号に掲げる本部員の定数は、一〇人以内とし、その任期は、二年とすることとした。（第一条関係）

2　サイバーセキュリティ戦略本部は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができるものとし、専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。（第二条関係）

3　サイバーセキュリティ戦略本部長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として本部長を指名することができることとした。（第三条関係）

4　この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二七年一月九日）から施行することとした。

◇内閣官房組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第四〇一号）（内閣官房）

一　内閣官房組織令の一部改正関係（第一条関係）

1　内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンターを置くものとし、内閣サイバーセキュリティセンターは、内閣官房の事務のうちサイバーセキュリティの確保に関するものをつかさどるものとし、内閣サイバーセキュリティセンターに内閣サイバーセキュリティセンター長を置くものとした。